

埼玉県行政書士会東入間支部規則

昭和54年 7月14日 施行
平成28年 2月16日 改正
令和4年5月12日 改正

- 第1章 総則
- 第2章 支部会員
- 第3章 支部役員
- 第4章 会議
- 第5章 支部総会
- 第6章 支部役員会
- 第7章 支部会費、資産、会計
- 第8章 本会代議員及び予備代議員
- 第9章 補則

第1章 総則

(支部の設置)

第1条 支部は、埼玉県行政書士会（以下「本会」という。）会則第46条第1項により設置する。

(名称)

第2条 本支部は、埼玉県行政書士会東入間支部（以下「本支部」という。）と称する。

(支部区域)

第3条 本支部は、富士見市、ふじみ野市、入間郡三芳町をもって支部の区域（以下「支部区域」という。）とする。

(支部会員)

第4条 本会に入会した会員で、本支部区域内に事務所を有する者は、本支部の会員（以下「支部会員」という。）となる。

(事務所の所在地)

第5条 本支部の事務所は、原則として支部長の事務所に置く。ただし、支部区域内であれば、支部長の事務所以外に置くことを妨げない。

(目的)

第6条 本支部は、本会との連絡調整を行い、併せて業務の改善・発展と会員相互の親睦を図るとともに、地域への貢献に資することを目的とする。

(事業)

第7条 本支部は、次の事業を行う。

- 一 業務に関する連絡、改善及び研修に関すること
- 二 本会よりの連絡事項の伝達及び本会に対する要望事項の進達に関すること
- 三 関係官公署との連絡調整に関すること
- 四 地域の貢献活動に関すること
- 五 その他、支部の目的を達成するために必要な事項に関すること

第2章 支部会員

(支部会員名簿)

第8条 本支部に支部会員名簿を備える。

(退会)

第9条 支部会員が、本会会則第9条若しくは第9条の2に該当した場合、又は

他支部に所属したときは、本支部を退会したものとする。

(責務)

第10条 支部会員は、行政書士法、本会会則及び支部規則を遵守して、誠実・公正かつ迅速に、その業務を行わなければならない。

(品位の保持)

第11条 支部会員は、業務上必要な学術の研究及び実務の研鑽に努力し、たえず人格の向上をはかり、行政書士としての品位を保持しなければならない。

第3章 支部役員

(支部役員及び選任)

第12条 本支部に、次の役員を置く

- 一 支部長 1名
- 二 副支部長 2名以内
- 三 支部理事 若干名
- 四 会計 2名以内
- 五 監事 2名以内

2 支部役員は、支部総会で選任する。但し、支部役員に欠員を生じ、又は増員の必要がある場合で、臨時総会を開催することができない特段の事由がある場合に限り、支部役員会で後任者等を選出することができる。

3 支部長は、支部役員に変更があったときは、その都度、本会会長に報告しなければならない。

(業務の分掌)

第13条 支部役員は、支部の業務を分掌する。

総務部

- (1) 支部会員の把握と会員名簿の整備。
- (2) 文書の收受・発送・保管および庶務に関すること。
- (3) 会議の開催に関すること。
- (4) その他、他の部の所管に属さないこと。

経理部

- (1) 会計の事務に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 金銭及び物品の出納に関すること。
- (4) 慶弔に関すること。

企画事業部

- (1) 業務の改善・向上に関する企画及び立案。
- (2) 業務関係法令の調査・研究に関すること。
- (3) 会員の業務指導ならびに連絡に関すること。
- (4) 無料相談会の実施に関すること。
- (5) 地域の貢献活動に関すること。

(支部役員の職務)

第14条 支部長は、支部を代表し、会務を総理する。

- 2** 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3** 支部理事は、分掌された業務を処理し、支部運営の執行にあたる。
- 4** 会計は、支部の経理事務を処理する。
- 5** 監事は、支部の資産及び会計の状況を監査する。

(支部役員の任期)

第15条 支部役員の任期は、就任後の第2回目の支部定時総会の終結のときまでとする。ただし、欠員又は増員により選任された支部役員の任期は、他の

支部役員の残存期間と同一とする。

2 支部役員は、再任を妨げない

第4章 会議

(会議)

第16条 支部の会議は、支部総会と支部役員会とする。

第5章 支部総会

(支部総会)

第17条 支部総会は、定時支部総会と臨時支部総会の2種類とする。

2 定時支部総会は、本会総会前に開催する。

3 臨時支部総会は、支部長が必要と認めたとき、又は個人支部会員の3分の1以上から、会議の目的及び開催理由を付した書面により請求があったときは、これを開催しなければならない。

(通知)

第18条 支部長は、支部総会開催の7日前までに、支部総会の日時、場所等を記載した書面並びに総会資料を、全支部会員に送付することによりこれを通知する。

(定足数)

第19条 支部総会は、個人支部会員の2分の1以上（委任による者を含む）の出席がなければ、これを開くことができない。

(議決事項)

第20条 支部総会は、次の事項を議決する。

- 一 事業報告及び決算の承認に関する事
- 二 事業計画及び予算の決定に関する事
- 三 支部役員を選任、及び解任に関する事
- 四 支部規則の制定、改廃及び変更に関する事
- 五 本会代議員及び予備代議員の選任及び解任に関する事
- 六 その他、支部総会において審議することを相当と認めた事

(議長)

第21条 支部総会の議長は、支部総会で選任する。

2 支部総会の議長は、議事進行のすべてを司る。

(議決及び議決権)

第22条 支部総会の決議は、出席した個人支部会員の過半数で議決し、可否同数の時は議長が決する。

2 支部総会の議決については、特別の利害関係を有する者は、議決権を行使することができない。

(インターネット等会議による支部総会の開催)

第22条の2 この規則により支部総会で議決をすべき場合において、感染症の蔓延、大規模災害の発生その他の事由により現実空間にある議場への参集が著しく困難であるときは、支部長は、インターネット通信設備その他の方法による支部総会を開催することができる。

(議事録の作成及び管理等)

第23条 支部総会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した個人支部会員2名が署名押印しなければならない。

2 支部総会の議事録及び決議事項の記録は、支部長が保管・管理し、支部会員より請求があるときは、これを閲覧させることができる。

3 支部長は、本会会則施行規則第21条第1項の規定により、支部総会后、速

やかに支部総会議事録（議案書添付）を本会会長に提出しなければならない。

第6章 支部役員会

（支部役員会）

第24条 支部役員会は、支部長、副支部長、支部理事及び会計をもって構成する。

2 監事は、支部役員会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に参加することはできない。

（招集）

第25条 支部役員会は、支部長が招集する。ただし、支部会員の個人会員数の2分の1以上の者から、会議の目的及び招集の理由を記載した書面により、招集を請求されたときは、支部長はこれを招集しなければならない。

2 招集は、開催の日の7日前までに会議の日時、場所及び会議の目的を記載した文書をもって通知しなければならない。

3 支部役員会は、支部役員の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

4 支部長は、緊急を要するときは、招集の期間を短縮し、又はその手続きを省略して招集することができる。

（議長及び議決）

第26条 支部役員会の議長は支部長又は支部長が指名した者とし、出席支部役員の過半数で決し、可否同数の時は議長が決する。

（議決事項）

第27条 支部役員会は、次の事項を議決する。

一 支部総会に付議する事項に関すること

- 二 支部総会で議決した事項の執行に関する事
- 三 支部の事業の執行に関する事
- 四 支部規則及び各種規程等の制定、改廃及び変更に関する事
- 五 支部長から付議された事項に関する事
- 六 その他、支部事業の円滑な運営を図るための必要な事項に関する事

(インターネット等会議による支部役員会への出席)

第27条の2 この規則により支部役員会で議決をすべき場合において、支部長は、必要と認めるときは、インターネット通信設備その他の方法による支部役員会を開催することができる。

(議事録の作成及び管理等)

第28条 支部役員会議事録については、支部役員の職務分掌に従ってこれを作成し、支部長が保管・管理し、必要に応じて支部会員に閲覧させることができる。

第7章 支部会費、資産、会計

(会計年度)

第29条 支部の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終る。

(資産の構成)

第30条 支部の資産は、本会よりの交付金、支部会員の支部会費、その他の収入をもって構成する。

(支部会費及びその返還)

第31条 支部会員は、支部会費を納入する。支部会費は、1ヶ月金500円と

し、年度当初に全額前納とする。年度中途の入会者は当該月をもって1月として月割りの額を納入する。

- 2 支部会員が年度の途中退会、移転、又は死亡したときは、返納しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、支部会費については、当分の間徴収しない事とする。

(出張費等の支給)

第32条 支部役員又は支部会員が、支部の業務のために出張した場合等の費用は、別途定めて支給する。

(支部の資産の管理)

第33条 支部の資産は、支部役員会の決議に基づき、支部長が管理する。

第8章 本会代議員及び予備代議員

(本会代議員及び予備代議員の数及び選出)

第34条 本会の総会に出席する本会代議員及び予備代議員は、毎年4月1日現在の個人支部会員の数を基準とし、本会会則の規定するところにより、個人支部会員の中から支部総会において選出する。

(本会代議員及び予備代議員の選出報告)

第35条 支部長は、本会代議員及び予備代議員の選出結果を本会会則第29条第3項の規定に従い、毎年5月15日までに本会会長に報告しなければならない。

(本会代議員及び予備代議員の任期)

第36条 本会代議員及び予備代議員の任期は1年とする、ただし、再任を妨げ

ない。

第9章 補則

(支部会員の慶弔)

第37条 支部会員の慶弔等に関する取り扱いは、別途定める。

- 2 支部長は、支部会員の慶弔及び罹災について、その都度、本会会長に報告しなければならない。

(顧問及び相談役)

第38条 本支部に顧問または相談役を置くことができる。

- 2 顧問または相談役は、支部役員会に諮り支部長が委嘱する。

(支部規則の制定、改廃及び承認)

第39条 支部規則の制定、変更は、本会会則施行規則第20条第6項の規定による支部総会での議決の後、同条第4項の規定による本会会長の承認を得なければならない。

附則

1. この規則は、昭和54年7月14日から施行する。

附則

1. この規則は、平成28年2月16日から施行する。

附則

1. この規則は、令和4年5月12日から施行する。